

「山形県エネルギー戦略見直し（案）」に寄せられた意見及び意見に対する県の考え方

1 意見の募集期間 令和6年7月3日（水）～ 令和6年8月2日（金）

2 提出された意見の件数等 33件（意見者数9人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

※該当箇所（資料・頁）順に記載

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
1	エネルギー政策基本構想（概要、P13ほか）	「見直しの目的と方向性」で、再エネの開発目標を現行の1.5倍に設定していますが、その理由は具体的には記載されておらず、遊佐町沖洋上風力発電等の開発見込みによる目標達成が可能な数字合わせにしか見えません。また、「目標達成による効果」を3点挙げていますが、いずれも「結果」であって「効果」ではないと思います。なぜ、現行の1.5倍にするのか、それを達成することで県民（及び県内事業者）にとってどのような「成果」が見込まれるのかを明確かつ具体的に示すべきです。	今回の開発目標見直しの理由としましては、山形県エネルギー戦略の策定から12年が経過し、県内において着実に再エネ導入が進んできた一方、カーボンニュートラル実現の要請や、エネルギー資源価格の高騰への対応など社会情勢の変化から、一層の再エネ導入を図る必要が生じてきたため、見直すこととしたものです。
2		今後の開発目標について、電源容量のうちの相当量を「風力発電」が占めています。 風力発電への期待が過度に大きいのではと考えますが、その点いかがでしょうか。	新たな開発目標の考え方としましては、エネルギー戦略の策定からこれまでの再エネの開発実績を踏まえた上で、2030年度までに開発が期待されるもの（例えば遊佐町沖の洋上風力発電など）や、導入拡大に向けて更なる推進を図るもの（自家消費型太陽光発電など）の検討に基づき、電源と熱源の総和で、目標値153.0万kWに上方修正するものです。これは、現在の目標（101.5万kW）の約1.5倍となります。
3		再エネ（電源・熱源）開発目標を1.5倍に上方修正する案は、事実上、遊佐町沖洋上風力発電事業計画を見越しての上方修正と思われる。したがって酒田市沖の計画が具体化すれば、目標値が不足し、さらに上方修正が行われるのではないかと。目標値に向かっている事業計画というよりも、実現できる事業計画に合せての目標値と捉えられる。 基本構想に掲げる「再生可能エネルギーの供給基地化」とは、そのように際限のない開発を目指すのだろうか。	設備容量153.0万kWが産み出す年間の発電量としては、推計38億1200万kWhとなり、一般家庭で考えた場合、本県の全世帯数の2倍となる約80万世帯の年間電力需要量相当を再エネで賄えることとなります。また、約38億kWhの発電量が火力由来から再エネ由来に置き換わったと想定すると、2020（R2）年度における県内の二酸化炭素排出量の約2割相当を削減できることとなります。これらを目標達成時の効果ととらえております。
4		「開発目標を見直し、153.0万kWに上方修正する」とありますが、増加させる電気と熱の量について、どの分野の需要に基づくものか明らかにする必要があります。	開発目標の達成に向けた再エネ導入拡大にあたっては、再生可能エネルギーの地産地消、地域資源活用による経済循環、エネルギー供給のレジリエンス強化など、後期エネルギー政策推進プログラムに掲載の各視点に基づき施策展開を図ってまいります。

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
5	エネルギー政策基本構想 (P3)	<p>原発への依存を少なくし、「ゆくゆくは「卒原発社会」の実現につなげていく」とありますが、国が原発推進に踏み切った現状と、目指すべき本県の姿とは相反します。ここは短くとも強い意思を表明する箇所です。県が進める再生可能エネルギー構想の目標を達成するため、ここが県民の合意形成、協力の源泉になります。卒原発につなげる意思を、より具体的に書き込むことを望みます。「卒原発」は山形県にとって県民の生命と暮らし、農林水産業を守るための、最低限の命綱です。</p>	<p>本構想に沿った施策や取組みをひとつひとつ着実に推進し、「原子力発電への依存度合いを徐々に少なくしながら、ゆくゆくは原子力には頼らない「卒原発社会」の実現につなげていく」という考え方については、今回の見直しにおいても変わりありません。</p>
6	エネルギー政策基本構想 (P4ほか)	<p>「山形県のエネルギー消費量推移」の2008年度の数値を見直し前と比較するとかなり大きくなっていますが、その理由は何でしょうか。</p> <p>また、「部門別エネルギー消費割合」や「エネルギー種類別消費量」についても見直し前の数値と比較するとかなり違ってきます。そのほかにも見直し案と見直し前で単位が異なるものもあり、比較しにくくなっています。出典あるいは算出方法が変わったのであれば、その理由を示したうえで説明すべきです。</p>	<p>エネルギー政策基本構想 P4 の「山形県のエネルギー消費量推移」や、「山形県の部門別エネルギー消費割合」、P5 の「山形県のエネルギー種類別消費量」各グラフの出典について、見直し前は資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計（2008年度）」としておりましたが、今回の見直し案では、毎年本県が算出し公表している、県内の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の統計に変更しております。変更理由としては、後者の統計の方がより県内の温室効果ガス排出量の実態を反映しており、第4次山形県環境計画（R2.3策定）でも後者の統計を使用していることを踏まえたものです。</p> <p>また P7～8 に記載の「再生可能エネルギー導入ポテンシャル」や、P13 に記載の開発目標における発電量（推計）など、基本構想内で比較しやすいよう、見直しにあたり可能な限り単位を「万 kWh」に統一したところです。</p>
7	エネルギー政策基本構想 (P12)	<p>「県内への安定供給体制を整備するとともに、東北地域を越え首都圏ともつながる広域的なネットワーク機能を有する電力会社の系統線と連系した供給網を通じて県外にも供給」とあります。</p> <p>庄内から東京への送電は不可能ではありませんが、緊急調整ならともかく、通常では送電ロスによる熱損失を考慮すると、大気を温めるだけ不経済です。「1）県内への安定供給、2）隣県等への供給、連携により、相互の地域の発展に貢献する。3）首都圏等へは、広域ネットワークで連携する。」と具体的に考現してはいかがでしょうか。</p>	<p>県内の再エネ設備によって生み出された電力を有効活用していくためには、県内の安定供給体制の整備によるエネルギーの地産地消と、広域的な系統線と連系した供給網を通じた県外供給の両方とも重要と考えております。系統線のネットワークの不可分性も踏まえ、原案のまま、引き続き再エネの供給基地化を目指してまいります。</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
8	エネルギー政策基本構想 (P12)	「分散型エネルギー資源の開発と普及」について、地域における小規模な電力と熱の利用は、エネルギー効率面からも重要です。システムは熱源と電源の組み合わせで様々となりますが、これらは地域の特性に合った町村規模の「自律電源の統合」であり、どこにでも通用する汎用型の「分散エネルギー」とはベクトルが異なります。地域に密着した災害に強いシステムの構築が可能です。これは、県内市町村の熱電利用を含むエネルギー構想を統合する、いわば「やまがたマイクログリッド」のあり様だと思います。	分散型エネルギー資源の開発・普及を進めることは、エネルギーの効率的活用や地域活性化に資するほか、地域の特徴も踏まえた多様な供給力を組み合わせて最適に活用することで、エネルギー供給のリスク分散にも資すると考えられます。 再エネ導入に向けた地域の主体的な取組みについて、それぞれの需要に対応した施策を検討・推進してまいります。
9	エネルギー政策基本構想 (P12)	GX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けては、次世代を担う人の育成と、山形県の地域資源である様々な再生可能エネルギーを駆使して産業振興と地域課題の解決につなげていくことが必要。次世代の環境に優しい暮らしのためには、現在の大人と将来の大人になる子供たちが一緒に現場を体験してもらい、世代間の対話を通じて、将来のカーボンニュートラル社会を構想する学習が大切であり、基本構想にも位置付けるべき。	再エネ導入拡大など、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組みは時代の要請であり、県民総ぐるみによる運動として取り組むためには、特に次代を担う世代への環境教育の実施が重要であると認識しております。 環境教育の推進については、第4次山形県環境計画に基づき、県としてエネルギー分野も含め総合的に取り組んでおります。
10	エネルギー政策基本構想 (P12)	山形県水素ビジョンの中では、水素の利活用により、家庭や事業活動における電力・熱需要の脱炭素化や、運輸部門における二酸化炭素排出削減を図るとしています。また、水素を使用して製造した合成燃料の利用についても推進するとしています。これらのことから、「Ⅲ 本構想が目指す本県の将来の姿」に、水素の利活用について記載した方がよいと思います。	水素の利活用については、「Ⅲ 本構想が目指す本県の将来の姿」の中の〔GX（グリーントランスフォーメーション）の実現〕中、「水素等の社会実装に向けた取組みによる県内産業の振興」と記載しております。 施策の考え方・方向性等については、後期エネルギー政策推進プログラム P26～27 を御覧ください。
11	エネルギー政策基本構想 (P14)	省エネについてはピークシフト・ピークカットにより二酸化炭素を排出しない分散型電源ともなるものである、とされていますが、省エネを分散型「電源」と捉えるのは一般的ではないと思われます。国等の計画や、学術的に一般に使われている概念であれば問題ありませんが、そうでなければ誤解を避けるために表現を変えたほうがよいと思います。	御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、エネルギー政策基本構想 P14 の本文の一部を下記のとおり修正します。 (修正前) …ピークシフト・ピークカットにより二酸化炭素を排出しない分散型電源ともなるものであることから、… (修正後) …ピークシフト・ピークカットにより電力需給バランスを改善することで、二酸化炭素を排出しない分散型電源と同様の機能も果たすものであることから、…

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
12	エネルギー政策基本構想（別紙）	<p>県民向けの別紙「山形県エネルギー戦略について」は、「戦略」という言葉を日常生活でほとんど使わないため）題名が「山形県エネルギー政策基本構想について」のほうがわかりやすいと思います。エネルギー政策は県民にとって身近なもので関心も高いと思いますので、この機会に今回の見直しの説明だけにとどまらず、エネルギー政策全般に関する県の考え方を説明してはいかがでしょうか。説明順序も内容もわかりにくいため、専門用語を極力減らして簡潔でわかりやすい説明にすべきと考えます。</p> <p>また、個別にチラシを作成するよりも、全戸配布の「県民のあゆみ」に記載したほうがより効果的だと思います。</p>	<p>本別紙については、今回のエネルギー政策基本構想の見直し内容のみならず、今後の戦略の進め方など山形県エネルギー戦略全般について説明しているため、題名は原案のまま「山形県エネルギー戦略について」といたします。</p> <p>山形県エネルギー戦略の内容について、本別紙の活用のほか様々な広報手段や各種説明会・イベント等を通して、県民にわかりやすく周知してまいります。</p>
13	後期エネルギー政策推進プログラム（P6）	<p>風力の問題点に一切言及されていない。遊佐町沖が「促進区域」に指定されたいきさつを記した箇所で「地域の議論に基づく合意形成を重視した先駆的な取組みとして全国的にも高い評価を得た」とあるのには、驚きを通り越して呆れてしまった。実際の説明会等の状況を知らず（あるいは知らない振りをして）、推進に都合良くまとめた報告書を鵜呑みにした（あるいは利用した）のだろうか。</p>	<p>遊佐町沖への洋上風力発電導入の議論・検討に当たり、地域住民の皆様から直接御意見をいただくために、平成30年度に「遊佐沿岸域検討部会」を設置して議論を重ねるとともに、遊佐町と一緒に、住民説明会や区長会研修会等での説明・意見交換や、国の担当者を招いての住民説明・意見交換を継続して行っていました。</p> <p>また、再エネ海域利用法に基づき、遊佐町長、地元の漁業関係者、学識経験者、国、県により構成される法定の協議会の議論において、導入に向けた御意見だけでなく、遊佐地域の皆様から寄せられた不安や懸念等の御意見をしっかりと受け止めたうえで、意見とりまとめがなされ、さらに、産業振興や雇用、新たな交流人口の創出などの洋上風力発電事業の波及効果を見込み、持続可能で魅力あるまちづくりの実現に向けて、全国でも先駆的な「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」がとりまとめられたものと承知しております。</p>
14	後期エネルギー政策推進プログラム（P6）	<p>遊佐町沖洋上風力発電は「地域の議論に基づく合意形成を重視した先駆的な取組みとして全国的にも高い評価を得た。」とあるが、現場の感覚とは全く乖離している。私たちは住民がどんなに声を上げて、けっして聞き入れられることのない、合意形成とはほど遠い強引な進め方であると感じている。酒田市民向けの意見交換会において、あたかも優良事例のように遊佐沖が先事例として紹介されていたが、はなはだ心外である。</p>	<p>今般、エネルギー戦略が見直されますが、県としましては、引き続き、遊佐町と連携し、地域の皆様の御意見に耳を傾けて対話を重ねながら、地域協調型の洋上風力発電の導入に向けて取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
15	後期エネルギー政策推進プログラム (P19)	<p>「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境との調和に関する条例」について、事業者が地域住民に対してあらかじめ説明会を開催することの義務づけも至極当然のことであるが、再エネ海域利用法に基づいて行われる洋上風力発電事業については、最も大規模な事業でありながら、そもそも条例の対象外である。そして洋上風力発電事業に関しては、住民が訴えている「自然環境、歴史・文化的環境」に対するまっとうな議論はなされないままに進められている。</p>	<p>今般の洋上風力発電事業については、再エネ海域利用法に基づき手続きを進めており、本県の「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」は適用されません。</p> <p>しかしながら、再エネ海域利用法は、洋上風力発電と漁業や地域との共存共栄を求めており、地域の合意形成に基づく事業推進が必須であることから、県条例が求める自然環境や歴史・文化などの地域との調和を求めている点においては、再エネ開発の基本的な考え方は同じ方向性であるものと考えております。</p> <p>遊佐町沖につきましては、洋上風力発電導入の議論・検討に当たり、地域住民の皆様から直接御意見をいただくために、平成30年度に「遊佐沿岸域検討部会」を設置して議論を重ねるとともに、遊佐町と一緒に、住民説明会や区長会研修会等での説明・意見交換や、国の担当者を招いての住民説明・意見交換を継続して行ってまいりました。</p> <p>また、遊佐町長、地元の漁業関係者、学識経験者、国、県により構成される法定の協議会の議論において、導入に向けた御意見だけでなく、遊佐地域の皆様から寄せられた不安や懸念等の御意見をしっかりと受け止めたうえで、意見とりまとめがなされ、さらに、産業振興や雇用、新たな交流人口の創出などの洋上風力発電事業の波及効果を見込み、持続可能で魅力あるまちづくりの実現に向けて、全国でも先駆的な「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」がとりまとめられたものと承知しております。</p> <p>酒田市沖につきましても、今後、漁業関係者や地域の皆様と洋上風力発電の導入の可能性について検討を進めていくこととなります。漁業との共存共栄、地域との共生を目指して、酒田市と連携して、幅広く対話を重ねてまいりたいと考えております。</p> <p>今般、エネルギー戦略が見直されますが、県としましては、引き続き、地元市・町と連携し、地域の皆様の御意見に耳を傾けて対話を重ねながら、地域協調型の洋上風力発電の導入に向けて取り組んでまいります。</p>
16	後期エネルギー政策推進プログラム (P19)	<p>2030年度までの（過大な）開発目標を設定することにより、地域住民等と発電事業者との話し合いが十分なされないまま半ば強引に進められることが懸念されます。県では「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を施行していますが、再エネ海域利用法による発電計画はこの条例の適用を受けないため、山形県にとって大切な海の自然環境、歴史・文化的環境、漁業等が失われないような方策を、時間をかけて慎重に検討したうえで進めるべきです。</p>	<p>今般、エネルギー戦略が見直されますが、県としましては、引き続き、地元市・町と連携し、地域の皆様の御意見に耳を傾けて対話を重ねながら、地域協調型の洋上風力発電の導入に向けて取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
17	後期エネルギー政策推進プログラム (P19)	<p>「再生可能エネルギー発電施設の建設については、(中略)事業者と地元住民との間でトラブルが起きるなど、全国各地で問題が顕在化してきている」とありますが、洋上風力発電では、県と地域住民とのトラブルが顕在化していると認識します。県は「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を令和4年4月から施行していますが、洋上風力発電は、この条例の適用対象外であることを、常に明示して下さい。</p>	<p>今般の洋上風力発電事業については、再エネ海域利用法に基づき手続きを進めており、本県の「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」は適用されません。</p> <p>しかしながら、再エネ海域利用法は、洋上風力発電と漁業や地域との共存共栄を求めており、地域の合意形成に基づく事業推進が必須であることから、県条例が求める自然環境や歴史・文化などの地域との調和を求めている点においては、再エネ開発の基本的な考え方は同じ方向性であるものと考えております。</p>
18	後期エネルギー政策推進プログラム (P22)	<p>「また「ゼロカーボンやまがた 2050」を実現するためには、省エネの推進、吸収源対策の拡充とともに再エネ導入拡大が大きな柱となっております」とあります。</p> <p>吸収源対策ですが、森林に頼るのは限界です。他の吸収源対策を示して下さい。</p>	<p>森林による吸収源対策のほか、ブルーカーボンの推進などについても、第4次山形県環境計画に基づき取り組んでまいります。</p> <p>(第4次山形県環境計画 施策の柱2「気候変動対策による環境と成長の好循環(グリーン成長)の実現」)</p>
19	後期エネルギー政策推進プログラム (P22)	<p>施策の考え方・方向性として「発電事業者と地域の信頼関係構築のもと、地域の合意形成を進める。」とあるが、住民との信頼関係を築くべきは、今後選定される事業者ではなく、まず県そして市町の行政である。</p>	<p>風力発電や太陽光発電等の大規模再エネ導入に当たっては、事業者と地元住民との間でトラブルが起きるなど、全国各地で問題が顕在化しております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、山形県では都道府県では初となる「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を制定し、事業者と地域住民、地元自治体等の適切な調整と合意に基づく再エネ導入を進めております。</p> <p>カーボンニュートラルの実現に向けて、事業者と地域との信頼関係に基づく丁寧な議論が必要と考えておりますので、引き続き、市町村と連携しながら対応に努めてまいります。</p>
20	後期エネルギー政策推進プログラム (P22)	<p>住民が疑問に思っていることや不安に思っていることをじっくり検証していくべき。それなしに進めようとするのは禍根となる。ましてや現在計画されている洋上風力は、世界で初、地震多発地帯にあり、民家から超近距離にある巨大風車である。たとえば、低周波音やシャドウフリッカーなどによる健康被害は本当に起こらないのか、夕日景観の破壊や渡り鳥の生活にどのような影響があるか、等々。計画をすぐに進めたいならば、まずは現計画を白紙にして、改めて 22.2km 以上の離岸距離を取った新計画を作成するのが次善の策だろう。</p>	<p>御意見ありました地震や低周波音などの健康被害、景観に関する不安や懸念については、遊佐町沖の法定協議会の意見とりまとめにおいて、事業者に対応を求めていく事項として明確に盛り込んでおります。</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
21	後期エネルギー政策推進プログラム (P22)	<p>今年発生した能登半島地震も、再エネ推進にとって大きな転換点ともいえるべき大きな災害で、半島にあった既設風車 73 基は全て停止し、今なおごく一部しか再稼働しておらず、太陽光パネルも多くが崩壊し、災害時に再エネは役に立たず、地殻変動で漁港は軒並み隆起した。</p> <p>先の酒田市での意見交換会で、県は「想定海域に海底活断層はない」と断言したが、地震工学の専門家は海底活断層の調査・評価が未着手の日本海沿岸での着床式洋上風力の計画は無謀であると述べており、県はこのような専門家の意見に真摯に耳を傾けるべきである。</p> <p>能登半島地震の教訓、災害のリスクについて反映されていないが、地震や津波に対する安全性の検討は不可避であるはずである。</p>	<p>風力発電や太陽光発電など再エネ発電設備については、電気事業法等において、電気工作物の工事、維持及び運用に係る基準が定められており、法に基づく基準を遵守することにより、安全性は担保されるものと考えております。</p>
22	後期エネルギー政策推進プログラム (P22)	<p>【現状と課題】に、「特に洋上風力発電は、県内では、令和 5 年 10 月に、遊佐町沖が促進区域、酒田市沖が有望な区域に指定されており、これらの事業化に向け、着実な推進を図る必要がある。」とありますが、事業者任せにせず、県と市町村は、今後とも住民との話し合いを行って下さい。</p> <p>【施策の考え方・方向性】に、「洋上風力発電等の大規模再エネ設備の導入拡大に向け、発電事業者と地域との信頼関係構築のもと、地域の合意形成を進める」とありますが、合意形成の主人公は住民です。</p> <p>また【具体的施策】に「地域の意見を汲み取るとともに、再エネ海域利用法に基づく法定協議会を通じた合意形成を図る。」とありますが、部会や協議会は結論ありきで、合意形成に程遠いことが傍聴してわかりました。住民説明会では、質問に答えないこともあり、議事録も恣意的な報告でした。今後は誠実に、住民と向き合って、進めることを約束して下さい。</p> <p>さらに「地域や漁業との共存共栄の考えのもと、洋上風力の導入による漁業協調策・振興策及び 地域振興策を通して地域活性化に向けた取組みを実施する」とありますが、事前調査期間が短く、事業終了後、漁業の復活までの確約がされていません。</p>	<p>遊佐町沖への洋上風力発電導入の議論・検討に当たり、地域住民の皆様から直接御意見をいただくために、平成 30 年度に「遊佐沿岸域検討部会」を設置して議論を重ねるとともに、遊佐町と一緒に、住民説明会や区長会研修会等での説明・意見交換や、国の担当者を招いての住民説明・意見交換を継続して行っていました。</p> <p>また、再エネ海域利用法に基づき、遊佐町長、地元の漁業関係者、学識経験者、国、県により構成される法定の協議会の議論において、導入に向けた御意見だけでなく、遊佐地域の皆様から寄せられた不安や懸念等の御意見をしっかりと受け止めたうえで、意見とりまとめがなされ、さらに、産業振興や雇用、新たな交流人口の創出などの洋上風力発電事業の波及効果を見込み、持続可能で魅力あるまちづくりの実現に向けて、全国でも先駆的な「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」がとりまとめられたものと承知しております。</p> <p>遊佐町沖につきましては、年末には事業者が選定される予定であり、選定事業者を加えた法定協議会を開催するなどし、事業者と住民、町、県、国が一体となって、再エネ開発と遊佐地域の将来像の実現にしっかりと取り組んでまいります。</p> <p>酒田市沖につきましても、今後、漁業関係者や地域の皆様と洋</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
			上風力発電の導入の可能性について検討を進めていくこととなります。漁業との共存共栄、地域との共生を目指して、酒田市と連携して、幅広く対話を重ねてまいりたいと考えております。
23	後期エネルギー政策推進プログラム (P23)	地域における熱利用の拡大や、産業部門における未利用熱等の利用拡大（熱需要が多い工業団地等での共同利用等）の取組みにあたっては、熱は時間の経過とともに劣化するエネルギーのため、熱源からのカスケード利用を常に念頭に置いた施策立案に十分留意されたい。また、燃焼に代わる熱源の最適化（開放燃焼から密閉炉）も重要。	いただいた御意見は、今後の具体的な施策の展開にあたり、参考とさせていただきます。
24	後期エネルギー政策推進プログラム (P24)	<p>地中熱の更なる普及拡大について、地中熱は、地下水にも存在するローカルエネルギーです。全県の重点課題です。山形県の夏の暑さと冬の寒さを克服する、冷暖房と給湯を最適化したシステムを、「やまがたモデル」とすることで、産業振興と地域課題の解決につなげます。夏の熱を冬に使う、あるいは冬の冷熱を夏に用いる（雪氷・潜熱）ことも含めます。</p> <p>工業団地の敷地内熱供給に限定せず、敷地外への熱供給を含めて対応できるよう、都市計画や条例で支援する必要があります。たとえば、道の駅、公共施設（老人ホーム、福祉施設）、農地等。</p>	
25	後期エネルギー政策推進プログラム (P26)	視点3について、新築における省エネ・再エネの取組みに加えて既存の住宅や建築物における省エネ・再エネの取組みの重要性についても、もう少し強調されてはいかがか。	<p>御意見を踏まえ、後期エネルギー政策推進プログラム P27 の本文の一部を下記のとおり修正します。</p> <p>(修正前)・ 県内の建築物の脱炭素化を図るため、省エネ設備、再エネ設備、蓄電池等の導入を含め、…</p> <p>(修正後)・ 県内の建築物の脱炭素化を図るため、<u>新築・既存の建築物への省エネ設備、再エネ設備、蓄電池等の導入</u>を含め、…</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
26	後期エネルギー政策推進プログラム (P26)	<p>いくらエネルギーの地産地消に取り組んでも、省エネ対策が不十分では意味をなしません。</p> <p>住宅に関して、山形県は、日本で初めて独自の「やまがた省エネ健康住宅」の基準(Y-G3～Y-G1の3段階)を定めたとのこと。この3段階の基準のそれぞれに応じた支援策が打ち出されているのでしょうか。</p> <p>県民が、住みなれた地域に住み続けることができるよう、支援制度の充実をお願いします。</p>	<p>3段階の基準に応じた支援制度は設けておりませんが、「やまがた省エネ健康住宅」の新築・購入等にあたり、県では令和6年度、下記の補助制度を設けております。それぞれの補助制度の要件、補助額、募集期間等は県ホームページを御確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金（令和6年5月23日募集終了） https://www.pref.yamagata.jp/180025/kurashi/sumai/jutakushien/r4rishihiokyu_shinchiku.html 令和6年度やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金 https://www.pref.yamagata.jp/180025/kurashi/sumai/paltuke-zihozyo/20220720.html <p>「やまがた省エネ健康住宅」をはじめ、県内住宅の省エネに資する効果的な支援制度について、引き続き検討してまいります。</p>
27	後期エネルギー政策推進プログラム (P28)	<p>県外に流出していたエネルギー代金を地域の中で生み出し、その価値を地域内で循環させていくことに賛成します。</p> <p>まずは、セミナーや勉強会の開催等がスタートになると思いますが、今後、具体的にどういった産業振興策を展開していくのか、そのプロセスに関する記載があるとありがたいです。</p>	<p>産業部門における脱炭素化の動きは、さらなる企業価値の向上に不可欠と考えております。</p> <p>このため、徹底した省エネ対策に加えて、工業団地における未利用熱の面的な利活用の拡大のほか、CO2フリー電力の供給など、企業の脱炭素化に向けた支援サポートが不可欠であります。</p> <p>本県では、県や県内の有志企業が出資し、都道府県で初めて設立した「株式会社やまがた新電力」（後期エネルギー政策推進プログラムP9～11）があり、こうした産業振興につながる企業向けのアドバイス支援など、今後積極的に取り組んでまいります。</p>
28	後期エネルギー政策推進プログラム (P32)	<p>「地域住民・地元自治体等との調整が『上手くいかず』」の表現では、予め"上手く"いくことが前提となっている印象を受けます。</p> <p>再エネと地域との共生に向けた話し合いの必要性について記載するならば、事業者、地域住民等の双方に対しニュートラルな表現にするのが適当と考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、後期エネルギー政策推進プログラムP32の本文の一部を下記のとおり修正します。</p> <p>(修正前) …再エネ発電事業者と地域住民・地元自治体等との調整が<u>上手く行かず</u>、地域からの不安や反対の声が表明され、事業計画の撤回に至る事例も見られるなど…</p> <p>(修正後) …再エネ発電事業者と地域住民・地元自治体等との調整の<u>過程</u>で、地域からの不安や反対の声が表明され、事業計画の撤回に至る事例も見られるなど…</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
29	後期エネルギー政策推進プログラム（全般）	<p>エネルギーとしての「森林資源」に係る部分が足りないと感じる。</p> <p>バイオマス燃料としての森林資源を効果的に活かしていない、というのはわかるが、森林資源は無尽蔵ではないため、計画的に利用できるような仕組みが必要。そのためには、今ある木を伐採して有効に活用し、空いたところに将来収穫がしやすいように新たに木を植え、それを将来の世代がエネルギーとして活用する、という循環こそ、山々に囲まれた山形県において力を入れていく必要があるのではないかと感じる。</p> <p>そのための「戦略」について、今回の見直しには不足しているのではないかと感じる。"森林ノミクス"について、是非、エネルギーの視点からも効果が得られる施策展開を期待する。</p>	<p>エネルギーの地産地消に向け、バイオマス発電やバイオマス熱資源として本県の豊富な森林資源を循環利用していくことは、持続可能性、また地域活性化の視点からも重要であると認識しております。</p> <p>本県の森林資源の循環利用に係る具体的な施策は、「やまがた森林ノミクス」の中で推進することとしているため、山形県エネルギー戦略の中では、「やまがた森林ノミクス」の取組みと連動していくことを明記しております。（エネルギー政策基本構想 P14、後期エネルギー政策推進プログラム P23）</p>
30	後期エネルギー政策推進プログラム（全般）	<p>全体を通して、県民や事業者の理解促進と地域の活性化という要素が加わったのはとても良いことだと思います。これからも県民に寄り添った持続可能な開発が行われることを期待しております。</p>	<p>見直し後の山形県エネルギー戦略や、「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」の適切な運用により、今後とも、地域との対話が十分に行われ、地域との共生が図られた再エネ導入が進むよう努めてまいります。</p>
31	後期エネルギー政策推進プログラム（全般）	<p>本県において、エネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの供給基地化を図り、国内外の情勢変化に左右されない安定的なエネルギー生産・供給を図ろうという考えに賛成します。</p> <p>一方で、再生可能エネルギーの生産に要する機械等のメンテナンスは、海外・他県の技術に頼らざるを得ないのが実情だろうと思います。県内の企業等も対応できるようにするとともに、産業創出に向けた動きが加速し、導入コスト+将来の維持コストを上回る規模の付加価値が本県に生まれることを期待します。</p> <p>県内において、どのように付加価値を生み出していくのか、具体的な考え方に関する記載があると、県民の理解がより深まると考えます。</p>	<p>視点4「地域資源活用による経済循環及び地域課題の解決」（後期エネルギー政策推進プログラム P28）の【具体的施策】に今後3年間の代表的な取組みを記載しております。</p> <p>例えば、地域においては、主体的に再生可能エネルギー導入に取り組む場合、具現化に向けた勉強会の開催などを県が伴走型で支援し、地域ぐるみの再エネ開発を通じた活性化など、また、産業部門においては、脱炭素化に向けた工業団地の未利用熱への取組みを通じた製品・企業価値のさらなる向上など、県としましては、引き続き、県民、企業、自治体各方面と連携し、理解を得ながら、取組みを加速してまいりたいと考えております。</p>

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
32	後期エネルギー政策推進プログラム（全般）	<p>「再エネの推進」と「地域の自然環境・生活環境の保全」とをどのようにすれば折り合いをつけることができるかの視点がなく、悪影響に目を向けないことにしていることがよくわかる見直し案で、それ故に、現状把握、考察・評価がなく、どのようにして折り合いをつけるかの視点がありません。地震・津波対応への考え方も盛り込まれていません。</p> <p>海外に比べ至近の離岸距離の洋上風力発電は、沿岸地域の住民にとって、健康被害等が生じる発電事業です。遠くに建てれば、賛成しないまでも、反対する県民は少なくなると思われます。</p> <p>折り合いをつけるための基本的な考え方と具体的な方策を示して、つくり直してください。</p>	<p>近年における自然災害の頻発化・激甚化や、夏の酷暑による熱中症リスクの高まりなど、地球温暖化は私たちの生活に様々な影響を及ぼしており、その対策はまったなしの状況にあります。</p> <p>こうした中、県では、「ゼロカーボンやまがた 2050」の着実な達成に向け、「山形県脱炭素社会づくり条例」の施行や今般の「山形県エネルギー戦略基本構想」、「後期エネルギー政策推進プログラム」の見直しなどにより、徹底した省エネの推進、吸収源の対策の拡充とともに再エネ導入拡大を大きな柱として、脱炭素化に向けた取組みを推進してまいりたいと考えております。</p> <p>この柱の一つ、再エネ導入につきましては、御意見のとおり、地域の自然環境等との調和が大前提であります。そのため、県では、都道府県では初となる「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を制定し、安全面での不安や自然環境等に対する懸念の解消に向けて、発電事業者と地域が十分に検討・議論した上で、地域に受け入れられる再エネ導入となるよう取り組んでいるところです。</p> <p>今後、再エネ開発に当たって地域との共生に向けた丁寧な議論は当然であります。再エネ導入が産業振興や地域活性化にも繋がるものとなるようなお一層努めてまいります。</p>
33	全般	<p>西暦を和暦に併記した箇所が増えていた。大いに評価したい。「ゼロカーボンやまがた 2050」とネーミングした山形県であるから、西暦単記でも良いくらいである。まだまだ本文中やグラフ中に和暦単記がある。さらに改善してほしい。</p>	<p>山形県エネルギー戦略のうち、エネルギー政策基本構想については、平成・令和にまたがる 20 年間の長期構想のため、西暦・和暦併記としております。なお、エネルギー政策基本構想 P6 の表に和暦のみの表記があったため修正します。</p> <p>一方、後期エネルギー政策推進プログラムについては、令和 2 年度策定の計画のため、文章の簡素化の視点からも一部を除き和暦のみの表記としておりますので、御理解ください。</p>